

黒石市教育委員会告示第3号

黒石市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年9月25日

黒石市教育委員会教育長 山内孝行

黒石市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱の一部を改正する告示

黒石市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱（平成28年黒石市教育委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号を次のように改める。

(1) 黒石市校長会

第3条第1項第5号を次のように改める。

(5) 黒石市こども家庭センター

第3条第1項第9号を次のように改める。

(9) 中南地域県民局地域健康福祉部こども相談総室（弘前児童相談所）

附 則

この告示は、令和6年10月15日から施行する。